

人事労務管理セミナーのご案内

「2018年問題のポイントと働き方改革の対応」

2つの法改正「労働契約法」「労働派遣法」の施行と早期対策の必要性

今回は栃木県社会保険労務士会の全面的バックアップでの、共同開催となります。2018年4月1日から有期契約社員の無期転換制度の権利が発生します。同年9月末で労働者派遣法の最初の期限を迎えます。その上、同一労働同一賃金の対策も待ったなしです。テーマ毎に3名の経験豊富な社会保険労務士が、将来想定されるトラブルの事例を交えながら分かりやすく、解説いたします。企業の皆様のご参加を心よりお待ちしております。

◆セミナーの内容◆

1. 同一労働同一賃金への対応 講師：須藤 忠良

- (1) 基本的な考え方 (2) 政府のガイドライン案
- (3) 企業の取るべき対応策 ・職務内容の明確化 ・能力評価と待遇の連動

2. 労働者派遣法の法改正 講師：坂部 雅人

- (1) 法改正でどう変わる？ (2) 法改正で求められること
- ・派遣会社、受入会社が講ずべき措置 (3) キャリアアップ措置の事例

3. 有期労働者の無期転換ルール 講師：今井 敬史

- (1) 労働契約法改正の内容（無期転換ルールとは） (2) 無期転換ルールの特例
- (3) 想定されるトラブル (4) 就業規則等の記載例

開催要領

- 開催期日：2018年2月23日（金）
- 時間：13時15分～16時45分
（開場 13時00分～）
- 会場：ホテルニューイタヤ B1F藤の間
* JR宇都宮駅西口より徒歩5分
* 駐車場有（4時間迄無料）
〒320-0811 宇都宮市大町通り2-4-6
<http://www.newitaya.com>
- 受講料：賛助会員 5,000円（税込）
会員以外 7,000円（税込）
- 定員：**40名**
定員になり次第締め切らせていただきます

お申込要領

- 申込方法：裏面の「参加申込書」にご記入の上、FAXにてお申込下さい。
後日受講連絡をお送り致します。
- 申込締切：**2018年2月2日（金）**
- 問合せ先：公益財団法人産業雇用安定センター
栃木事務所（担当：直嶋・高木）
〒320-0033
宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル8F
TEL：028-623-6181
FAX：028-650-4143



<講師紹介>

社会保険労務士は、労働・社会保険に関する法律、人事・労務管理の専門家として、企業経営の3要素（ヒト・モノ・カネ）のうち、ヒトの採用から退職までの労働・社会保険に関する諸問題、更に年金の相談に応じる、国家資格のヒトに関する専門家です。

●須藤 忠良



栃木県社会保険労務士会 専務理事 社会保険労務士
 全国社労士会連合会認定 医療労務コンサルタント

●今井 敬史



栃木県社会保険労務士会 理事 社会保険労務士
 全国社労士会連合会認定 医療労務コンサルタント
 全国社労士会連合会認定 介護事務労務管理研修終了

●坂部 雅人



栃木県社会保険労務士会所属 社会保険労務士
 特定社会保険労務士付記（紛争解決手続代理業務）

===== このまま切り離さず必要事項をご記入の上でご送信下さい。 =====

公益財団法人産業雇用安定センター
 栃木事務所 行

《FAX 028-650-4143》
 セミナー参加申込書

貴社名			賛助会員 会員以外
所在地	〒		
ご担当者	部署・役職名	TEL	
	ご氏名	FAX	
ご出席者の氏名 (フリガナ)	ご出席者の所属部署	ご出席者の役職名	

《注記》

- 1、セミナーへの参加申込みを戴きましたら、受講料の請求書を発行致します。受講料のお振込みは、原則としてセミナー開催日の7日前までに、止むを得ず開催日間近のお振込みとなる場合は、2日前までをお願い致します。振込み手数料は恐縮ですが貴社でご負担下さい。なお、現金でのお取扱いは致して居りませんのでご了承下さい。更に、領収書は原則として発行致しませんのでご了承下さい。
- 2、参加申込みのキャンセルにつきましては、開催日の7日前までのご連絡は受講料の全額、開催日の2日前までのご連絡は受講料の半額を払戻しさせていただきますが、開催日前日または当日のキャンセルについては、受講料の払戻しは致しませんのでご了承下さい。
- 3、参加申込書の記載情報につきましては、本セミナーの受講者へのご対応のために利用させて頂いております外、当センターが開催するセミナー等のご案内やアンケートの実施に利用させて頂くことが有りますので予めご了承下さい。
 当センターでは、お客様の個人情報は厳重に管理して居りますので、外部への開示は一切ご座居ません。